

平成22年警察白書 要約版

特 集 犯罪のグローバル化と警察の取組み

第1節 犯罪のグローバル化の脅威	1頁
第2節 犯罪のグローバル化に対応 するための戦略	7頁
第3節 今後の展望	12頁

トピックス

I 警察による国際緊急援助活動	13頁
II 事件・事故に対する初動警察活動	
III 児童ポルノの根絶に向けて	
IV 高齢者の交通安全に向けた警察の 取組み	14頁
V 2010年APECの成功に向けて	
第1章 生活安全の確保と犯罪捜査活動	15頁
第2章 組織犯罪対策の推進	19頁
第3章 安全かつ快適な交通の確保	21頁
第4章 公安の維持と災害対策	23頁
第5章 公安委員会制度と警察活動の支え	25頁

特集 犯罪のグローバル化と警察の取組み

第1節 犯罪のグローバル化の脅威

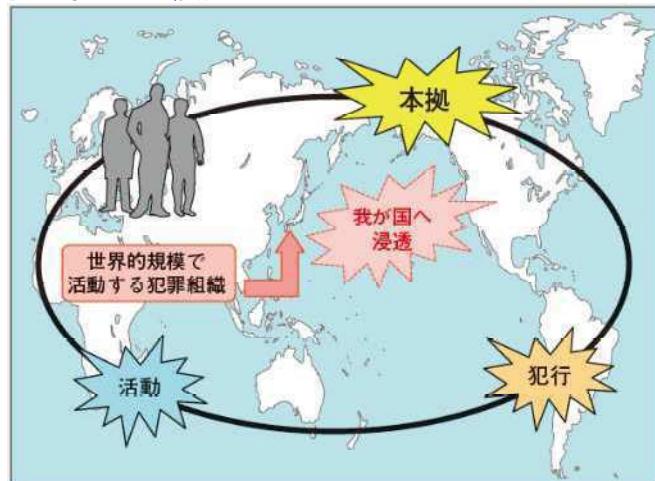
1 犯罪のグローバル化の状況

今日の我が国における来日外国人犯罪を取り巻く状況についてみると、来日外国人犯罪の検挙件数、検挙人員等の統計上の数字だけでは把握できない「犯罪のグローバル化」というべき状況がみられ、治安に対する重大な脅威となっている。

過去の来日外国人犯罪においても、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪や、地縁や血縁を中心として結合した来日外国人の犯罪等、治安を脅かす事案はみられた。しかし、最近の来日外国人犯罪は、単発的な犯罪が目立った平成の初期の状況とは全く異質のものであり、次の（1）から（3）のように、世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透、犯罪組織の構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった特徴を持ち、より深刻度を増している。

（1）世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透

外国に本拠を置く犯罪組織が我が国に忍び寄っている状況は、以前からもみられたが、最近では、世界的規模で活動する犯罪組織が、我が国を新たな標的にするとともに、我が国の犯罪組織等と相互に連携・補完を図りつつ、より大規模かつ効率的に犯罪を敢行している。



【事例】

モンテネグロ人の男(42)らは、平成19年6月、東京都内の貴金属店に客を装って侵入し、店員に対して催涙スプレーを吹き付け、店内に陳列されていた2億8,000万円相当の貴金属を奪い取った。同男らは、欧州や中東等、世界各国の貴金属店等を対象に犯行を重ねている「ピンクパンサー」と呼ばれる国際的武装強盗団の構成員とみられ、犯行後間もなく、国外に逃亡している。警察では、国際刑事警察機構（ICPO-Interpol）及び関係する外国治安機関と緊密に連携を図りつつ、全容解明に向けて、22年5月現在も捜査中である。（関係警察：警視庁）

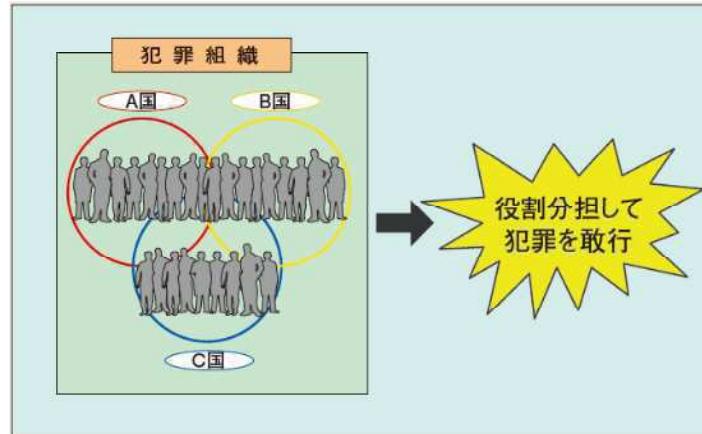
また、本件に関連して、中東系及び南米系の来日外国人が、同男らに対して、国内での宿泊場所や航空券の手配等の支援活動を行っていたことが判明しており、本件は、世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透を示すものである。



盗まれたティアラ

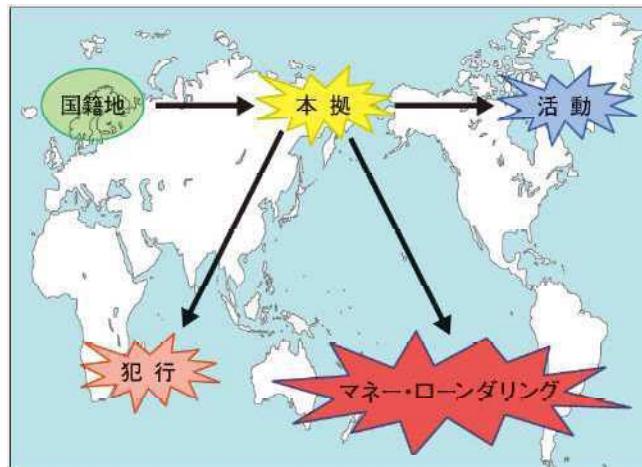
(2)構成員の多国籍化

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、従前は、地縁や血縁を中心にして結び付いていたものが主であった。最近では、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が、それぞれの特性を生かして、役割を分担するなど、国籍等にかかわらず結び付いており、犯罪組織の構成員が多国籍化している。



(3)犯罪行為の世界的展開

犯罪行為の発生場所が日本国外に及ぶ事案は過去にもみられたものの、その地域は被疑者や被害者の出身地等であることが多かった。しかし、最近では、犯行関連場所が、日本国内にとどまらず2、3か国に及んだり、被疑者や被害者との関係を有しない地域であったりするなど、犯罪行為が世界的に展開されている。

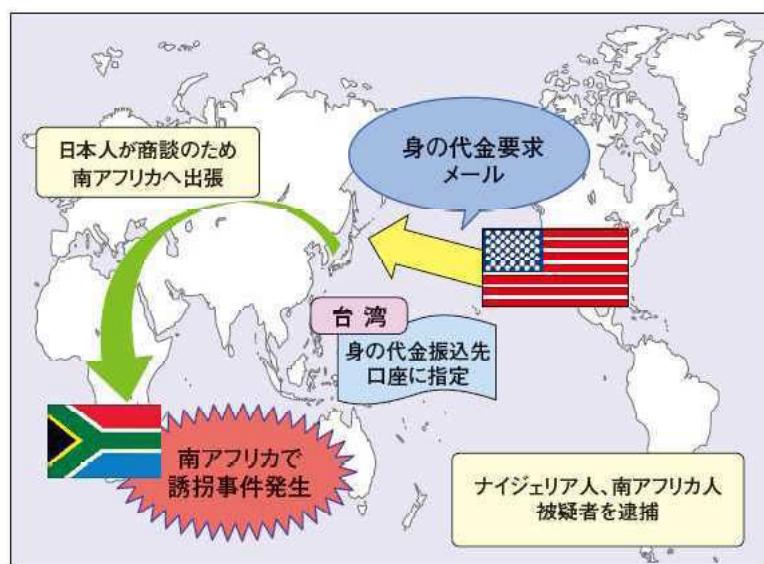


【事例】

平成20年9月、商談名目で誘拐されて南アフリカを訪れた日本人の男性会社員（57）が、現地において誘拐され、米国の西海岸から発信された「身の代金50万ドルを台湾の銀行口座に振り込め」との電子メールが、同人が勤務する東京都内の会社あてに届いた。

南アフリカ警察は、事件発生から2日後に南アフリカ・ヨハネスブルグ郊外の住宅で、同人を無事救出するとともに、ナイジェリア人6人及び南アフリカ人1人の計7人を逮捕した。（関係警察：警視庁）

商談名目で呼び寄せた外国人を誘拐し、身の代金を要求する手口は、ナイジェリア等のアフリカ諸国で多く発生しており、逮捕された7人は、このような犯罪を敢行している国際犯罪組織の構成員とみられている。



2 犯罪のグローバル化の背景にある情勢

(1) 来日外国人犯罪の情勢

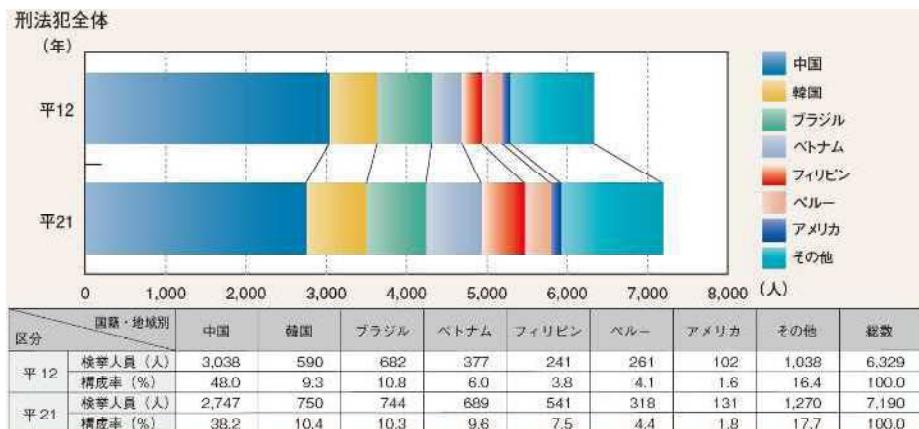
平成21年中の来日外国人犯罪の検挙件数は2万7,836件、検挙人員は1万3,257人と、それぞれ前年より3,416件（10.9%）、628人（4.5%）減少した。しかし、来日外国人犯罪の情勢が比較的平穏に推移していた平成の初期までと比べると、件数が元年の約4.8倍、人員が元年の約2.9倍と大きく増加しており、来日外国人犯罪の検挙状況は、依然として高い水準にある。

来日外国人犯罪の検挙状況の推移（昭和60～平成21年）



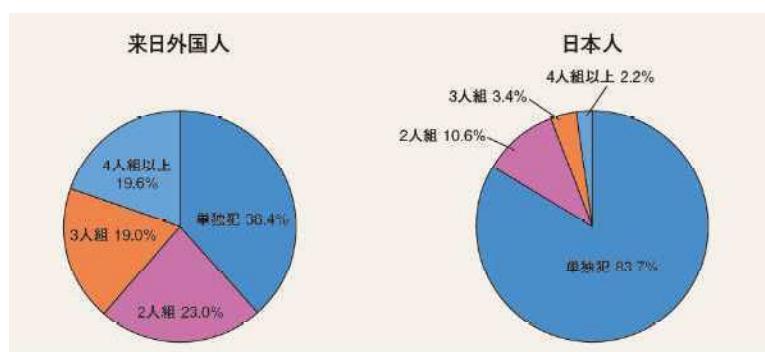
21年中の来日外国人刑法犯の検挙状況を国籍・地域別にみると、中国が最も多く、検挙人員の約4割を占めている。

来日外国人刑法犯の国籍・地域別検挙状況（平成12、21年）



21年中の来日外国人刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は61.6%と、日本人（16.3%）の約4倍に上る。

来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（平成21年）



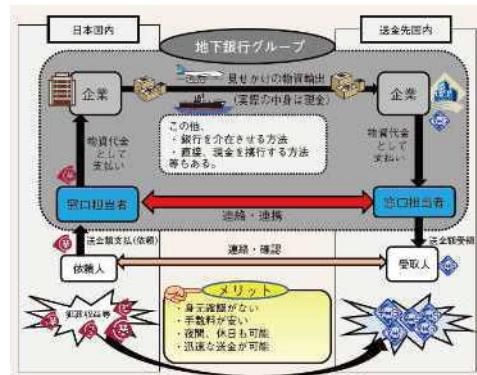
(2) 外国人犯罪を助長する犯罪インフラの実態

外国人犯罪を助長する犯罪インフラとは、不法入国・不法滞在を助長し、又は来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを容易にする基盤のことをいう。また、こうした犯罪インフラの構築に資する犯罪を犯罪インフラ事犯といい、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長等がある。

犯罪のグローバル化が進む背景には、国際犯罪組織が、こうした犯罪インフラを利用して、各種犯罪を効率的に敢行している状況がある。

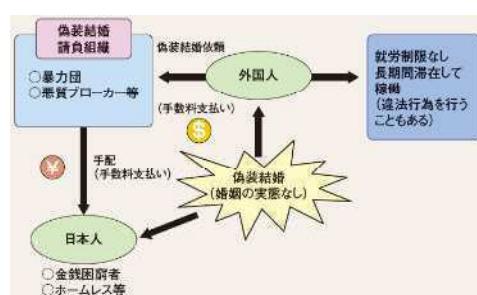
① 地下銀行

地下銀行とは、銀行業を営む資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。地下銀行は、不法滞在者等が不法就労等で得た収益を海外の家族等に送金したり、国際犯罪組織が国内で得た犯罪収益等を海外に送金したりするのに利用されている。



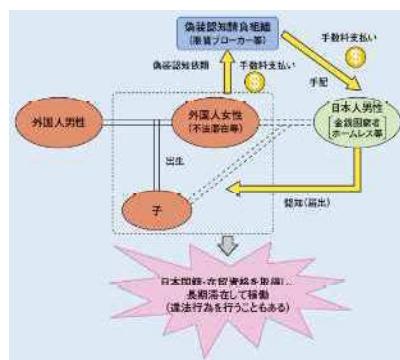
② 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」の在留資格を得る目的で、日本人との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することをいい、その行為は、公正証書原本不実記載・同行使罪等に当たる。偽装結婚には、暴力団や悪質ブローカー等の請負組織が介在しており、その違法な資金獲得手段となっている。



③ 偽装認知

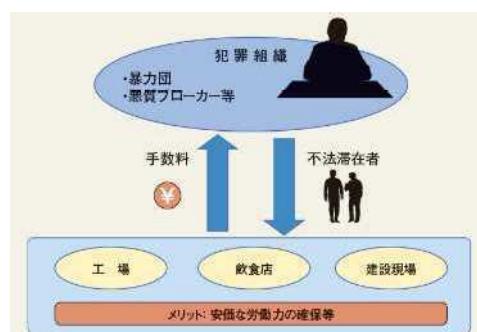
偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、公正証書原本不実記載・同行使罪等に当たる。



④ 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法等に抵触する。

不法就労助長については、安価な労働力の確保を求める各種事業者やこれを仲介して利益を得るブローカーのほか、暴力団が関与するものがみられる。



3 各種犯罪のグローバル化

(1) 薬物銃器犯罪のグローバル化

平成21年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は577人と、前年より45人（7.2%）減少したが、覚せい剤事犯の検挙人員は増加し、全薬物事犯の73.8%を占めている。国籍・地域別にみると、イラン、フィリピン及びブラジルの比率が高く、3か国で全体の43.8%を占めている。

また、最近では、イラン人だけでなく、多国籍化した犯罪組織が密売や密輸を敢行する事案もみられる。

【事例】

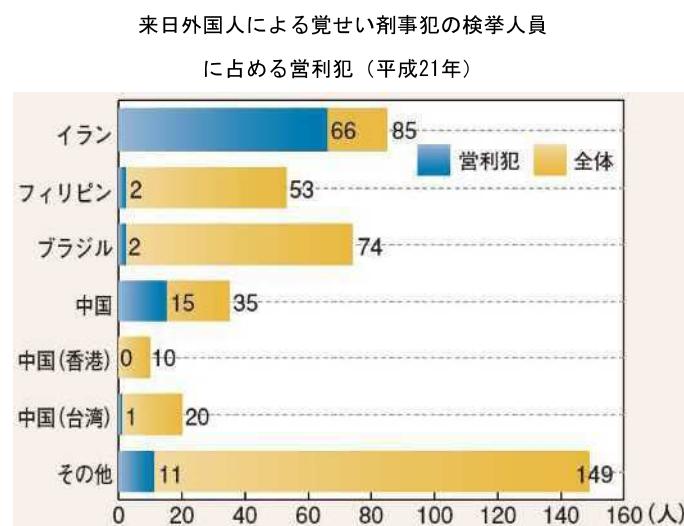
19年11月、日系ブラジル人の男（37）を覚せい剤取締法違反（譲渡）で逮捕した際に、同男が薬物密売組織の一員であることを供述したため、内偵捜査を実施した結果、20年6月、フィリピン人の女（40）ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持等）で逮捕（同女については、同年10月、麻薬特例法違反（業として行う譲渡）に訴因変更）した。捜査の結果、同組織は、フィリピン人、イラン人、日系ブラジル人から構成され、茨城県等の関東数県において、覚せい剤、大麻、コカイン等の複数の薬物を密売していた実態を解明するに至った（茨城）。

日本で押収されるけん銃の大半が海外で製造され、国内に流入していることから、税関、海上保安庁等の関係機関と連携を図り、水際対策の強化を図るとともに、けん銃等密輸入事件（予備を含む。）の一体的な取締りを推進している。

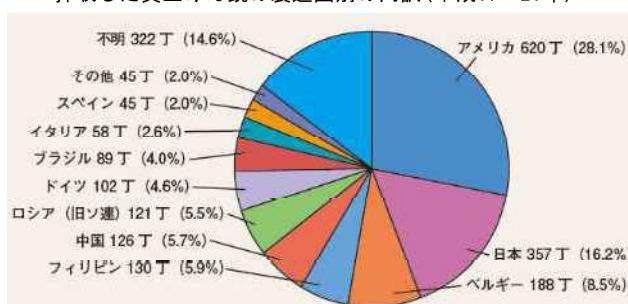
(2) サイバー犯罪のグローバル化

インターネットは、日本国内のみにとどまるものではなく、海外にも広がっていることから、海外からの不正アクセス行為等の国境を越えたサイバー犯罪が発生している。

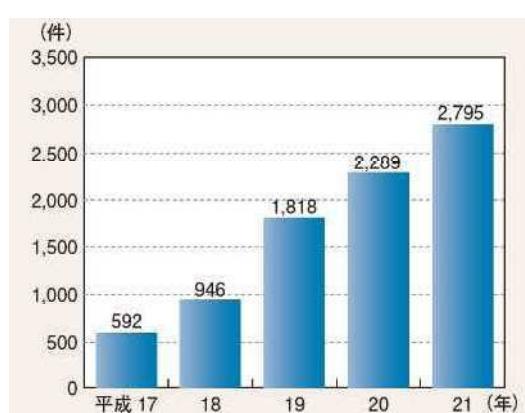
また、インターネット上には児童ポルノ画像等の違法情報を掲載するウェブサイトや電子掲示板が多数存在し、これらの中には、海外のウェブサーバに蔵置されているものもある。21年中にインターネット・ホットラインセンターが違法情報と分析した件数のうち、5,419件が海外のウェブサーバに蔵置されていた。



押収した真正けん銃の製造国別の内訳（平成17～21年）



不正アクセス行為の認知件数の推移（平成17～21年）



(3) 知的財産権侵害事犯のグローバル化

平成21年中の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は364事件、検挙人員は620人と、依然として高水準で推移している。

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成17～21年）

区分	年次		17		18		19		20		21	
	事件数 (事件)	人員 (人)										
商標法違反(偽ブランド事犯等)	326	551	315	537	276	472	246	442	200	313		
著作権法違反(海賊版事犯等)	145	206	163	219	137	210	115	180	119	178		
その他	21	48	15	27	28	74	24	88	45	129		
合計	492	805	493	783	441	756	385	710	364	620		

また、経済のグローバル化やインターネットの普及に伴い、偽ブランド品が中国等で製造され、第三国を経由し、日本に流入する事犯が発生するなど、知的財産権侵害事犯のグローバル化が進んでいる状況がみられる。

【事例】

貿易業者（55）らは、17年11月ころから18年1月ころにかけて、中国において船舶に積載した偽ブランド品を、韓国等において別の船舶に積み替え、密輸入しようとした。19年5月までに、6人を関税法違反（輸入してはならない貨物の輸入未遂）等で逮捕し、偽ブランド品約10万点を押収した（和歌山、佐賀）。



押収した偽ブランド品

(4) マネー・ローンダリング事犯のグローバル化

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見・犯罪の検挙を逃れようとする行為であり、経済・金融サービスのグローバル化により、日本人が国境を越えて犯罪収益を移転させるマネー・ローンダリングのほか、来日外国人によるマネー・ローンダリングも敢行されている。

警察では、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める疑わしい取引の届出制度を活用するなどして、マネー・ローンダリング事犯の取締りを推進している。

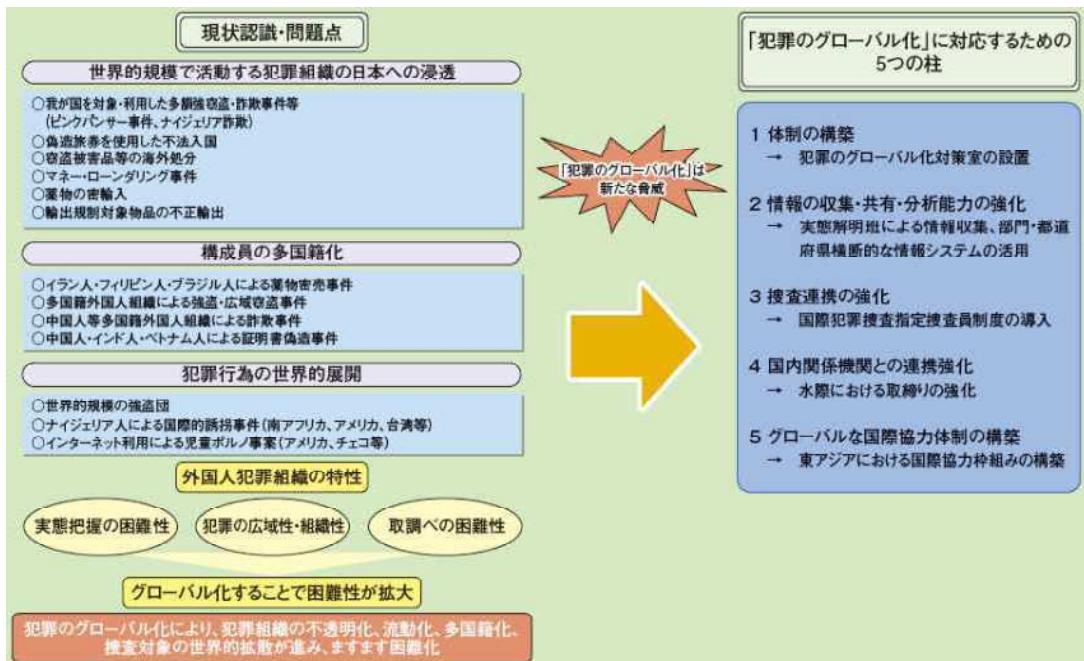
平成21年中に検挙したマネー・ローンダリング事犯のうち、来日外国人によるものは13件と、前年より5件（62.5%）増加し、全体の5.5%を占めている。

第2節 犯罪のグローバル化に対応するための戦略

1 犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランの策定

警察庁では、平成22年2月、犯罪のグローバル化に対応するための基本方針として、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめた「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」（以下「戦略プラン」という。）を策定した。警察では、戦略プランに基づき、警察組織の総合力を発揮した効率的な対策を推進している。

犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランの概要



2 体制の構築

(1) 体制の構築

警察庁では、平成22年2月、警察庁次長を長とする「犯罪のグローバル化対策委員会」を設置し、犯罪のグローバル化に対応するための諸対策を総合的に推進している。同年4月には、国際犯罪組織に係る情報の収集、共有及び分析、都道府県警察に対する指導、外国治安機関等との間の調整を図ることを任務とするタスクフォースとして「犯罪のグローバル化対策室」を発足させた。

また、都道府県警察では、警察本部長等を長とする組織横断的な体制を整備するとともに、国際組織犯罪に関する各部門の情報の集約・分析、他の都道府県警察との連絡・調整等を行うための関係部門によるプロジェクト・チーム（「犯罪のグローバル化対策室」等）を整備している。



警察庁における「犯罪のグローバル化対策室」の発足式

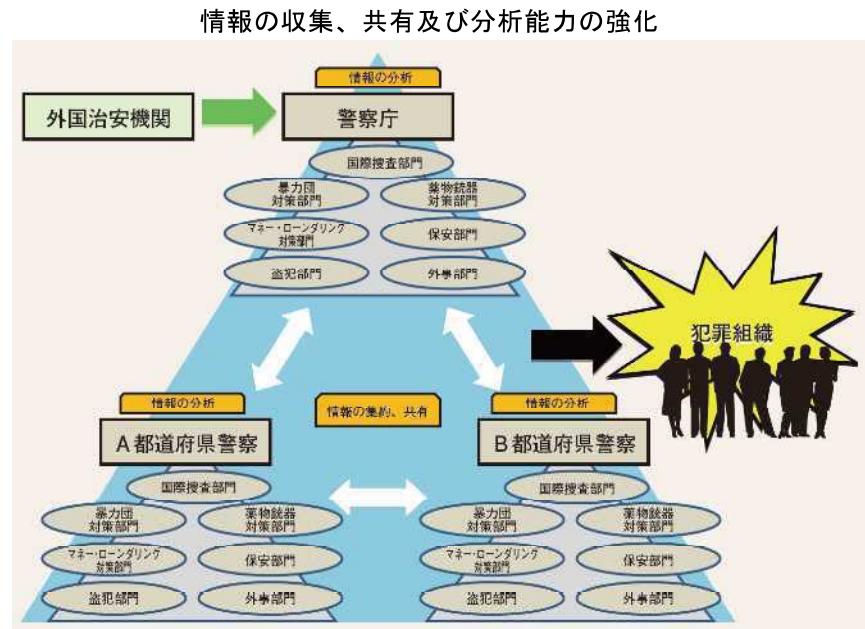
(2) 国際捜査に従事する捜査員の育成

都道府県警察では、高い語学能力を有する者を警察官として採用し、各種研修を実施するなどして、国際捜査に従事する捜査員として育成し、外国人被疑者の取調べ等に当たらせている。

3 | 情報の収集、共有、分析能力の強化

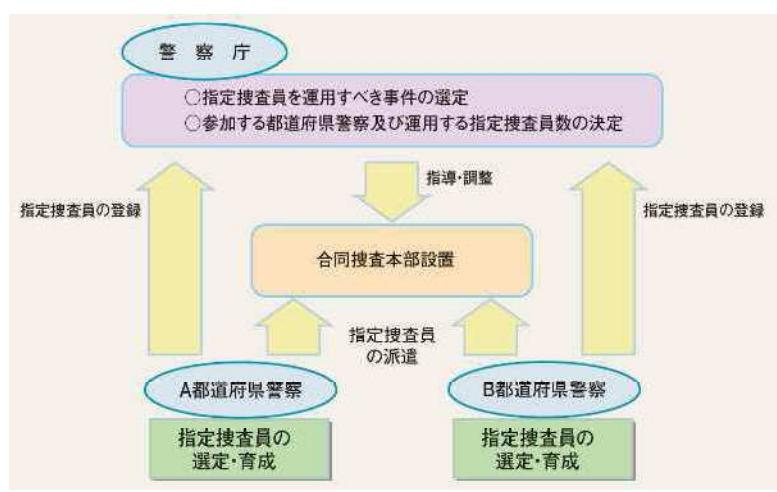
都道府県警察では、戦略プラン等に基づいて設置された、国際犯罪組織に係る情報を収集する実態解明班を中心に、国際犯罪組織の構成員と周辺者とのつながり、犯罪インフラの構築、資金の移転等に係る情報を幅広く収集するとともに、犯罪のグローバル化対策室等において、収集した情報の集約・分析を推進していくこととしている。

また、警察庁では、犯罪のグローバル化対策室において、都道府県警察が把握した国際犯罪組織に関する情報を一元的に集約し、全国的な関連性について、情報官制度^注を活用するなどして、部門を越えた分析活動を進めている。また、ICPO又は二国間の捜査共助等を活用するなどして、外国治安機関からの情報収集を行い、国際犯罪組織に関する情報の分析を一層推進している。



4 | 捜査連携の強化

警察庁では、国際組織犯罪等に対する合同捜査体制を迅速に確立するため、戦略プランに基づき、国際犯罪捜査指定捜査員制度を導入した。この制度は、都道府県警察が、国際捜査の経験や知識を有する捜査員等をあらかじめ指定しておくことで、国際組織犯罪等に対する合同捜査本部設置事件において、必要に応じて迅速に指定捜査員を他の都道府県警察へ相互に派遣できるようにするものであり、都道府県警察の連携強化を目的としている。



国際犯罪捜査指定捜査員制度

注：より戦略的な組織犯罪対策を講じるために、警視庁及び道府県警察本部に設置された情報官等が、関係する様々な部門が保有する組織犯罪に関する情報を一元的に集約し、分析するとともに、関係部門間における情報の共有化等を図る制度

5 国内関係機関との連携の強化

(1) 関係機関と連携した水際対策

平成17年1月、警察庁、法務省及び財務省は共同で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と同省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合することができる事前旅客情報システム（APIS）を導入した。当初は航空会社の任意の協力により情報の提供を受けていたが、18年5月に成立した出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、19年2月から情報の事前提出が航空機及び船舶の長に義務付けられた。

APISの概要



また、同年11月から、外国人が入国する際に指紋等の個人識別情報を提出することが義務付けられ、21年からは、ICPO紛失・盜難旅券データベースに蓄積された各国の紛失・盜難旅券に関する情報の入国審査への活用が開始された。

これらの取組みにより、法務省入国管理局による厳正な上陸審査、税関による検査、警察による国際組織犯罪やテロ等の取締り等の効率化が図られている。

(2) 外国人集住コミュニティにおける各種警察活動

外国人が多く集住する地域においては、言語や生活習慣の相違等により、その地域に住む外国人と日本人とのコミュニケーションが希薄になり、日常生活上のトラブルが発生しやすくなるなどの状況がみられる。

このような状況の下では、外国人が日本社会になじむことができず、犯罪や事故に巻き込まれるおそれがあるとともに、国際犯罪組織等が外国人集住コミュニティに浸透し、外国人が犯罪に手を染めるおそれもある。

警察では、外国人に日本で円滑な日常生活を営むために必要な知識を身に付けてもらうことなどを目的として、外国人集住地域の住民や関係機関・団体等と連携を図りながら、外国人集住コミュニティにおける防犯教室や交通安全指導教室等の各種警察活動を積極的に推進している。



外国人学校における薬物乱用防止教室の開催



日系外国人の自警団と警察の連携による防犯パトロール

6 グローバルな国際協力体制の構築

犯罪のグローバル化に対し、警察庁では、国際刑事警察機構（ICPO-Interpol）や外交当局を通じて外国治安機関との情報交換に努めているほか、国際会議への参加、二国間協議の推進等により、協力関係を強化している。

(1) ICPOを通じた国際協力

ICPOは、1956年（昭和31年）に設立された各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、事務総局はフランス・リヨンに置かれている。その任務は、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための各種国際会議の開催、国際手配書の発行等多岐にわたり、2009年（平成21年）末現在、188の国・地域が加盟している。

警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する様々な会合への参加、事務総局への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。



国家公安委員会委員長と米国
国土安全保障省長官との会談

(2) 国際的な犯罪に対する外国治安機関との連携

警察では、国際機関等との連携や、G8各国、アジア諸国等との多国間、二国間の連携を通じ、国際的な協力関係を強化するよう努めている。

(3) 条約交渉への参画

刑事共助条約（協定）及び犯罪人引渡し条約は、国際犯罪の捜査を行うに当たり有効であることから、警察庁では、これらの条約（協定）の締結交渉に参画している。現在までに我が国とこうした条約を締結していない国・地域についても、今後、我が国が捜査共助及び犯罪人引渡しの要請を行う必要性が高い国について、当該国の法制等を勘案しつつ、関係機関と共に条約締結のための検討を進めていくこととしている。

(4) 外国治安機関との共同オペレーションの推進

国際犯罪組織は、世界的規模で犯罪を敢行していることから、我が国で発生した事件であっても、捜査が国外へ波及する可能性を早期かつ的確に見極め、必要に応じて、外国治安機関と緊密に連携を図っていかなければならない。

警察では、国際犯罪組織に対する捜査の効率化を図るため、事件発生時における外国治安機関との共同オペレーションを積極的に実施している。

(5) 国外逃亡被疑者等の追跡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者の数は、依然として多い。

警察では、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組みを進め、厳正な対処に努めている。



国外逃亡逃亡者に対する主要な措置

(6) 薬物銃器犯罪への対応

薬物の不正取引は、薬物犯罪組織により国境を越えて行われており、一国だけでは解決できない問題である。主要国首脳会議（サミット）、国際連合等の国際的な枠組みの中で

も、地球規模の重大な問題として、その解決に向けた取組みが進められている。

警察では、捜査員の相互派遣、国際会議への参加を通じた情報交換等の国際捜査協力のほか、関係国に対する薬物捜査指導等の技術協力を推進している。

また、銃器対策として、我が国は、平成14年12月に銃器議定書への署名を行った。同議定書を締結することで、国際的に不正取引された銃器の追跡調査が容易になり、国際協力が更に円滑になることが期待される。

(7) サイバー犯罪への対応

サイバー犯罪は、容易に国境を越えて行われ、一国だけでは解決できない問題であることから、警察庁では、国際的なサイバー犯罪に常時対応できる連絡窓口としての24時間コンタクトポイントの設置といった国際捜査協力を始め、インターネット上の違法情報対策における国際連携、国際的なサイバー犯罪に係る捜査技術協力を推進している。

(8) 知的財産権侵害事犯への対応

警察では、知的財産権侵害品の大半が中国、韓国等のアジア諸国から密輸入されていることや、中国を始めとする海外において我が国の企業の知的財産権が侵害される例が多発していることを踏まえ、アジア諸国の捜査機関との協力の場を設け情報交換を行うとともに、個々の事犯について捜査協力をを行うなど、連携強化を図っている。

(9) マネー・ローンダリング事犯への対応

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、相対的に規制の緩い国の金融サービス等が悪用されることのないよう、各国が連携して対策を講ずる必要があり、警察庁では、金融活動作業部会（FATF）、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）、エグモント・グループ^注等の枠組みの下、これらの活動に積極的に参画している。

また、国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、外国FIUとの密接な連携の下、保有情報を交換することが必要であり、国家公安委員会・警察庁では、エグモント・グループの活動、外国FIUとの協議等を通じて連携を強化し、情報交換を実施している。

設定年	設定国
19	香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、シンガポール、カナダ、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン
20	スイス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア
21	パラグアイ、フランス、カタール

FIU間の情報交換枠組みを設定済みの20の国・地域

(10) 海外の警察に対する支援

海外の警察に対する支援により、外国治安機関の犯罪対処能力を向上させることは、相手国の治安対策上有効であることはもとより、その国が国際犯罪の温床となることを防ぎ、日本を含む関係国の治安対策にも資するものである。また、支援を通じて、相手国の治安機関と良好な関係を築くことができ、国際犯罪対策に関する協力が更に促進されることも期待できる。

警察では、我が国警察の特性を生かし、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、知識・技術の移転による海外の警察に対する支援を推進している。

注：各国FIU間の情報交換、専門知識の共有等による協力を目的として設置された国際機関

第3節 今後の展望

刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少を続けているものの、国民の治安に対する不安は依然として払拭されていない。犯罪のグローバル化は、経済のグローバル化等の負の側面として急速に進んでおり、治安に対する重大な脅威となっている。

経済がグローバル化した世界で、企業は、一国だけでなく世界中から、安価で高品質な原材料・部品等を調達し、世界最高水準の製品を製造することなどを目指している。一方、国際犯罪組織も、企業と同様、世界各地に活動拠点を構築し、ネットワークを拡大させるなどして、容易かつ効率的に犯罪を敢行することをもくろんでいる。

このような状況に的確に対応するためには、警察において、先手を打った対策を取ることが重要であり、捜査手法の高度化や関係機関との緊密な連携等により、国際犯罪組織に対抗するためのツールを充実強化していかなければならない。また、警察組織の総力を挙げて、我が国のいかなる地域においても犯罪のグローバル化に的確に対応できる態勢を整え、発生した事件の処理のみにとどまることなく、国際犯罪組織のネットワークやインフラ等を解明し、国際犯罪組織を確実に弱体化・壊滅していくことが重要である。

また、犯罪のグローバル化への対応は、我が国一か国だけの問題ではない。例えば、ある国における対策が脆弱であると、その国が国際犯罪組織の標的となり、ひいては、そこから、世界的規模で犯罪の脅威にさらされるおそれが出てくることから、外国治安機関との緊密な連携が重要である。

そこで、警察では、犯罪のグローバル化に對抗するための手段の構築、国内関係機関との連携、外国治安機関とのグローバルな国際協力体制の構築等を図るなどして、犯罪のグローバル化に対する日本警察の戦い方を再構築していくこととしている。



トピックスⅠ 警察による国際緊急援助活動

外国で大規模な災害が発生し、被災国政府の要請等があった場合、我が国は国際緊急援助隊を派遣している。警察では、同隊救助チームの一部となる部隊を編成し、これまで合計12回にわたり、194人の隊員を地震等が発生した国・地域に派遣してきた。最近では、中国、インドネシア等の被災地に派遣し、その活動に対して、地元住民や現地政府から謝意表明をされるなど、高い評価を得ている。



中国において救助用画像探索機を準備する国際緊急援助隊



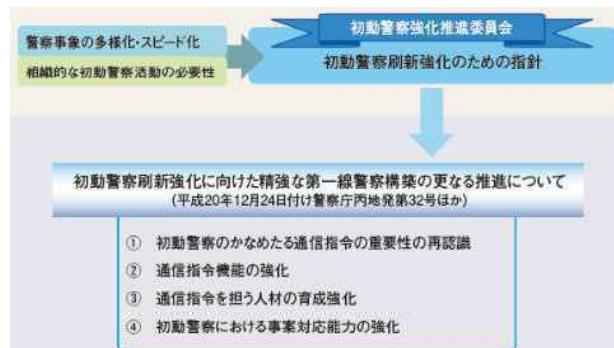
インドネシアにおいて捜索活動を実施する国際緊急援助隊

トピックスⅡ 事件・事故に対する初動警察活動

警察では、事件・事故による被害拡大の防止や犯人の逮捕等のため、その発生直後における迅速・的確な初動警察活動の強化に取り組んでいる。その基本方針として、平成20年12月に「初動警察刷新強化のための指針」を策定し、これに沿って通信指令の機能強化、通信指令システムの整備・強化、通信指令を担う人材の育成強化、事案対応能力の強化等の施策を推進している。



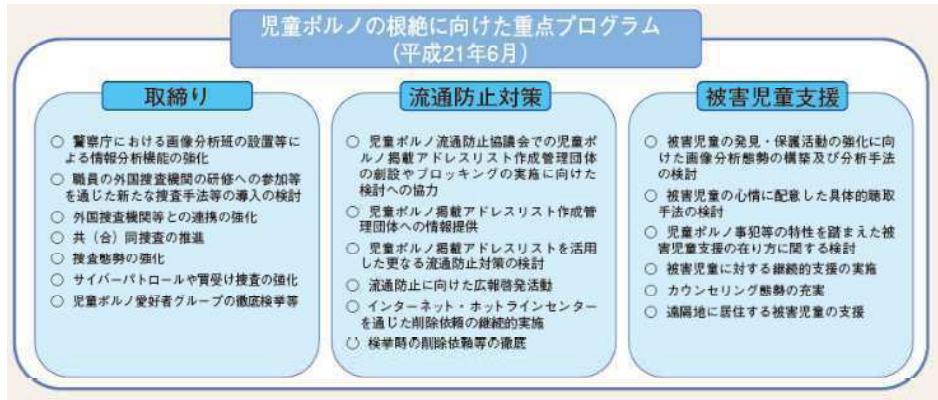
最新の設備を備えた通信指令室



初動警察刷新強化の取組み

トピックスⅢ 児童ポルノの根絶に向けて

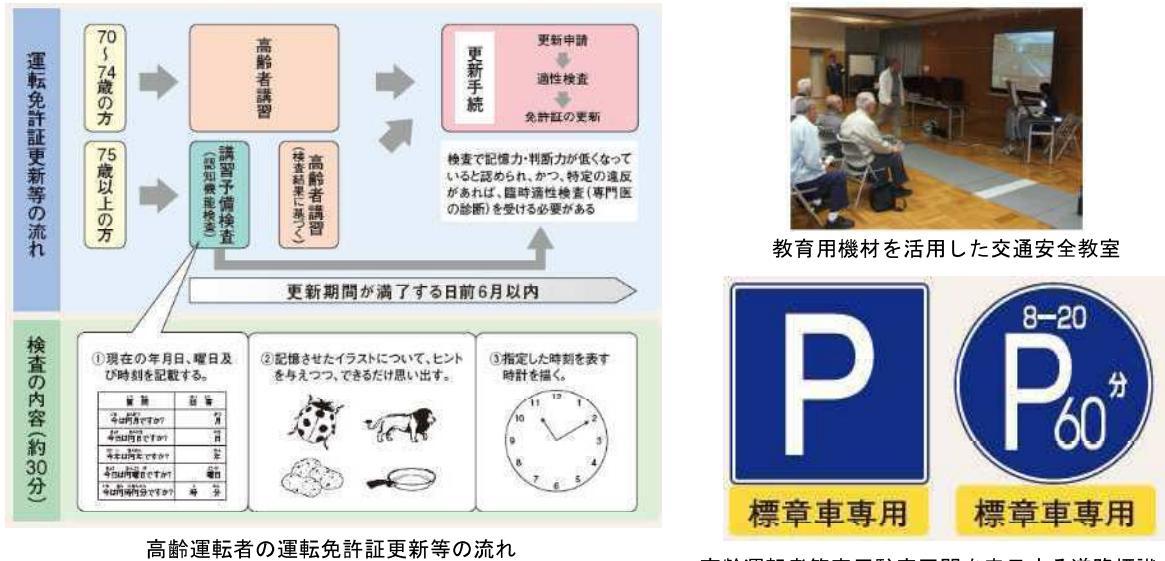
児童ポルノ等の児童の性的搾取は、児童の人権を著しく踏みにじる行為であり、自分の力で自分の権利を守れない弱い立場にある児童に対する人権侵害である。警察では、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し、深刻な人権侵害を受け、将来にわたり苦しむ被害児童を無くすため、平成21年6月に「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノ事犯の取締り、流通防止対策及び被害児童支援を施策の柱として総合的な対策を推進している。



児童ポルノの根絶に向けた重点プログラムの概要

トピックス IV 高齢者の交通安全に向けた警察の取組み

平成21年中の交通事故死者数の約半数を65歳以上の高齢者が占めており、高齢者の事故防止は重要な課題となっている。警察では、高齢の歩行者・自転車乗用者の事故防止対策を推進しているほか、講習予備検査（認知機能検査）、高齢運転者等専用駐車区間制度等を導入するなど、高齢運転者が安全な運転を継続できるための支援策の充実を図っている。



トピックスV 2010年APECの成功に向けて

APEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議及び閣僚会議が、平成22年11月に神奈川県横浜市において開催され、関連閣僚会合が同年6月から11月にかけて順次、全国7か所で開催される。警察では、テロ等違法行為の未然防止に万全を期し、要人の身辺の安全と行事の円滑な遂行を確保するため、検問、交通規制等を行うこととしており、これらに向け、国民の理解と協力を呼び掛けている。



2010年APEC首脳会議等の主な開催地

第1章 生活安全の確保と犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

平成21年中の刑法犯の認知件数は170万3,044件と、前年より11万4,979件（6.3%）減少したが、120万件前後で推移していた昭和40年代を大きく超える水準にあることに変わりなく、情勢は依然として厳しい。

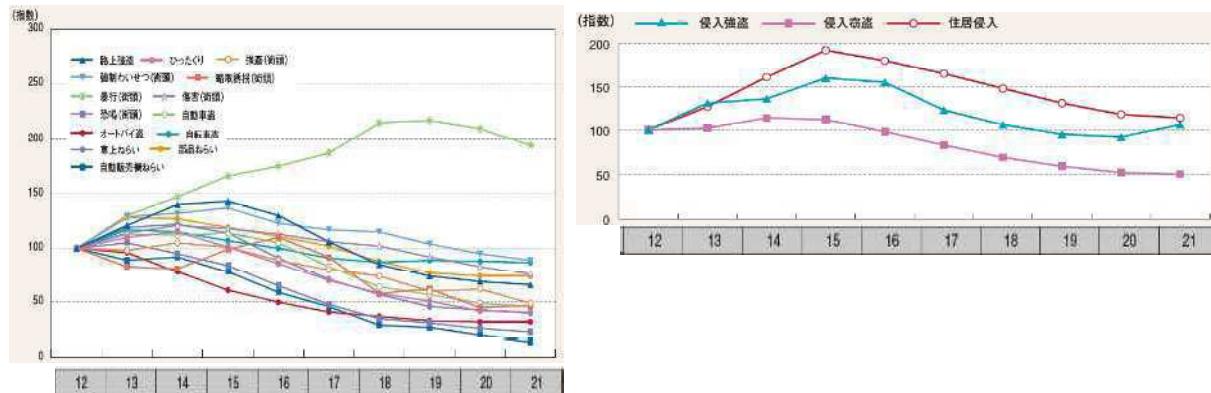
刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21～平成21年）



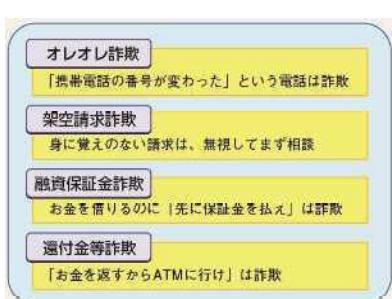
刑法犯の認知件数は、8年以降急増したが、中でも街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる窃盗や強盗等の増加が顕著であったことから、警察では、15年1月から街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策を推進している。

21年中の主な街頭犯罪の認知件数は80万1,192件、主な侵入犯罪の認知件数は17万4,243件と、それぞれ前年より3万218件（3.6%）、7,258件（4.0%）減少した。

主な街頭犯罪の認知件数の推移（平成12～21年）　主な侵入犯罪の認知件数の推移（平成12～21年）



また、振り込め詐欺、ヤミ金融事犯、悪質商法、サイバー犯罪等の取締りの強化、被害防止に向けた広報啓発活動の推進等に努めている。



振り込め詐欺被害防止のポイント



広報啓発用リーフレット

（企画・編集：（社）全国消費生活相談員協会）

情報セキュリティ対策DVD

第2節 犯罪の検挙と抑止のための基盤整備

警察では、捜査における科学技術の活用、事件・事故へ即応するための取組み等を推進しているほか、法務省と凶悪重大犯罪等に係る出所情報等を共有し、連携を図る仕組みを構築している。

また、平成21年5月に裁判員制度が開始されたことから、ち密かつ適正な捜査の徹底と司法制度改革への対応を行っている。

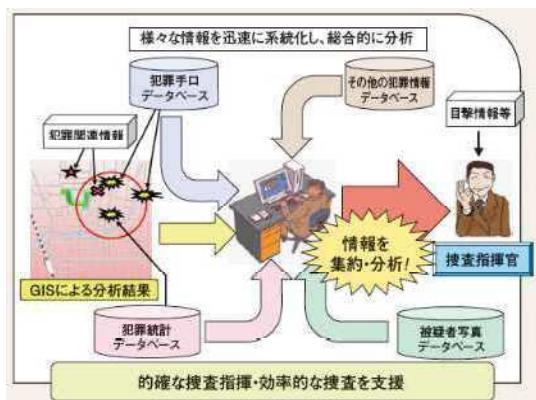
さらに、我が国の捜査における取調べの果たす機能、取調べの高度化と可視化、今後導入すべき捜査手法等について幅広く検討を行う研究会と、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会とをそれぞれ設置し、抜本的な調査・研究を行っている。

法務省との情報の共有の推進

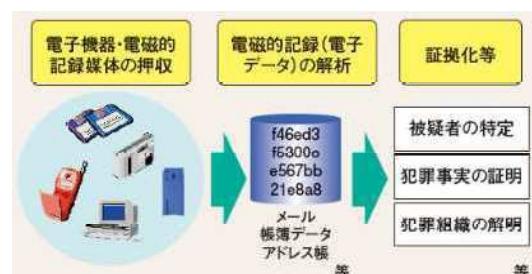


捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第1回会議（日刊警察新聞社）

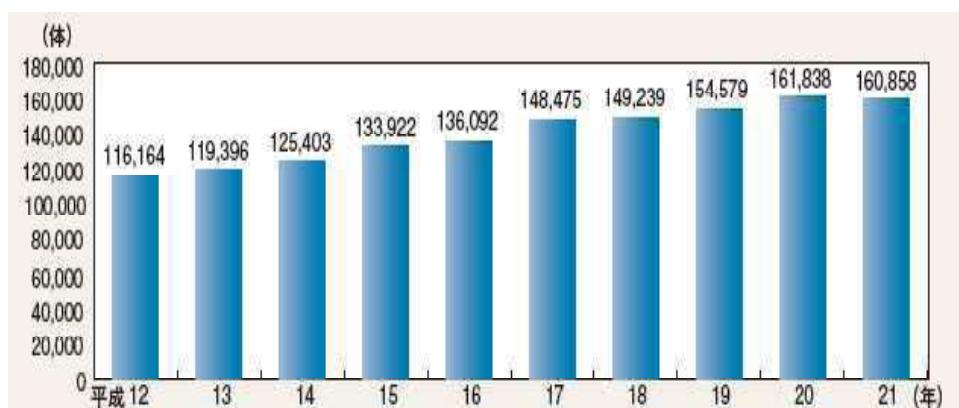
情報分析支援システム



デジタルフォレンジック



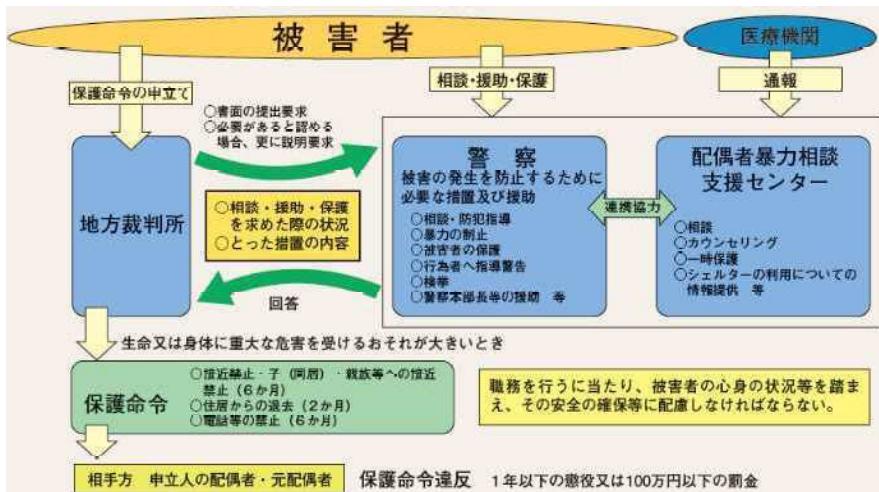
死体取扱数の推移（平成12～21年）



第3節 安全で安心な暮らしを守る施策

警察では、安全で安心な暮らしを守る施策として、配偶者からの暴力事案への対応等女性を守る施策、通学路等の安全対策や少年の福祉を害する犯罪の取締り等子どもを守る施策、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づく施策、街頭防犯カメラ等の整備等を推進するとともに、風俗関係事犯の取締りや銃刀法剣類の適正管理等良好な生活環境を保持するための取組みを行っている。

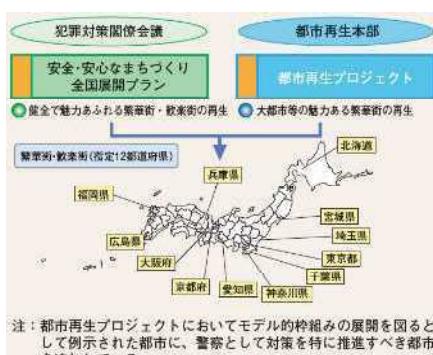
配偶者からの暴力事案に関する警察と他機関との連携



防犯教室



街頭防犯カメラ



繁華街・歓楽街の再生に向けた取組み

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の概要



第4節 少年の非行防止と健全育成

平成21年における刑法犯少年の検挙人員は6年連続で減少し、前年に続き10万人を下回った。しかし、前年まで低下していた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は、上昇に転じた。また、同年齢層人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員は成人の5.4倍であり、いまだ高い水準にある。



警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動、街頭補導活動等の総合的な非行防止対策を行っている。

また、警察官を退職した者等を警察署に配置し、学校からの要請に応じて派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動等を行うスクールサポーター制度が、平成22年4月1日現在、42都道府県で導入されている。



第2章 組織犯罪対策の推進

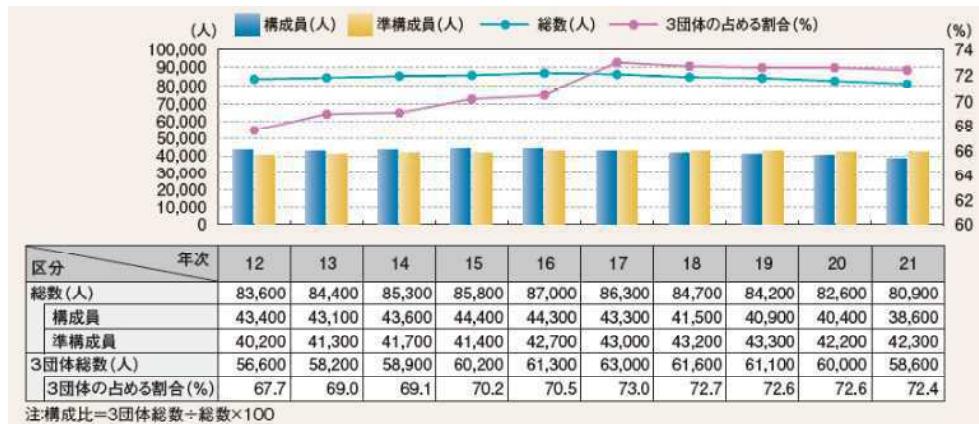
第1節 暴力団対策

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を仮装したり、暴力団と共生する者を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りの徹底、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の効果的な運用及び暴力排除活動を強力に推進している。

また、暴力団対策は、社会全体で実施していくことが必要であることから、警察では、「警察対暴力団」という構図から、「社会対暴力団」という構図へ転換を進め、関係機関・団体等との連携を一層強化し、社会全体で暴力団を孤立させるための取組みを推進している。

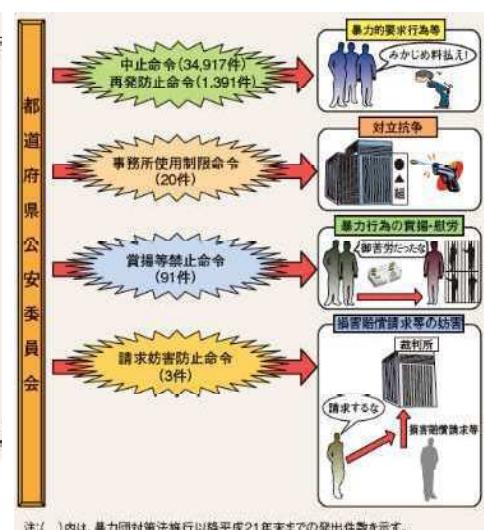
暴力団構成員等の推移（平成12～21年）



暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移（平成12～21年）



暴力団対策法に基づく命令の概要



- 19 -

第2節 薬物銃器対策

平成21年中の覚せい剤事犯の検挙人員は前年より増加した。覚せい剤の密輸入事件の検挙件数が大幅に増加しており、覚せい剤の押収量は3年連続で300キログラムを超えている。また、大麻事犯の検挙人員が過去最多を記録し、栽培事犯の検挙件数も過去最多となるなど、薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

また、銃器発砲事件の発生件数が過去最少の水準で推移しているものの、一般国民に被害が及ぶ凶悪事件は後を絶たない。

こうした情勢の下、警察では、薬物の供給の遮断及び需要の根絶に向けた対策、犯罪組織の武器庫や密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締り、国民の理解と協力を得るための広報啓発活動等を推進している。

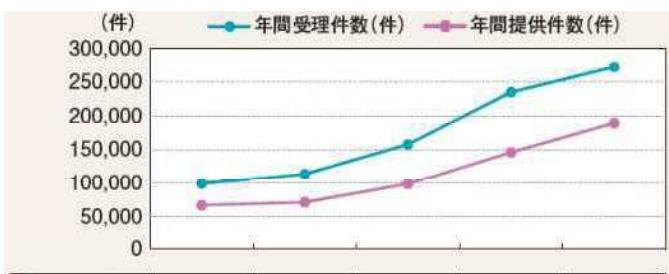
銃器発砲事件の発生状況と死傷者数の推移



第3節 犯罪収益対策

暴力団等の犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための「運転資金」等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実にはく奪することが重要である。

警察では、犯罪収益移転防止法に基づく関係機関等と連携した取組み、組織的犯罪処罰法の積極的な活用等により、犯罪収益対策を推進している。



注1：年間受理件数とは、平成17年1月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合算である。

注2：年間提供件数とは、平成17年1月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合算である。

疑わしい取引の届け出状況（平成17～21年）

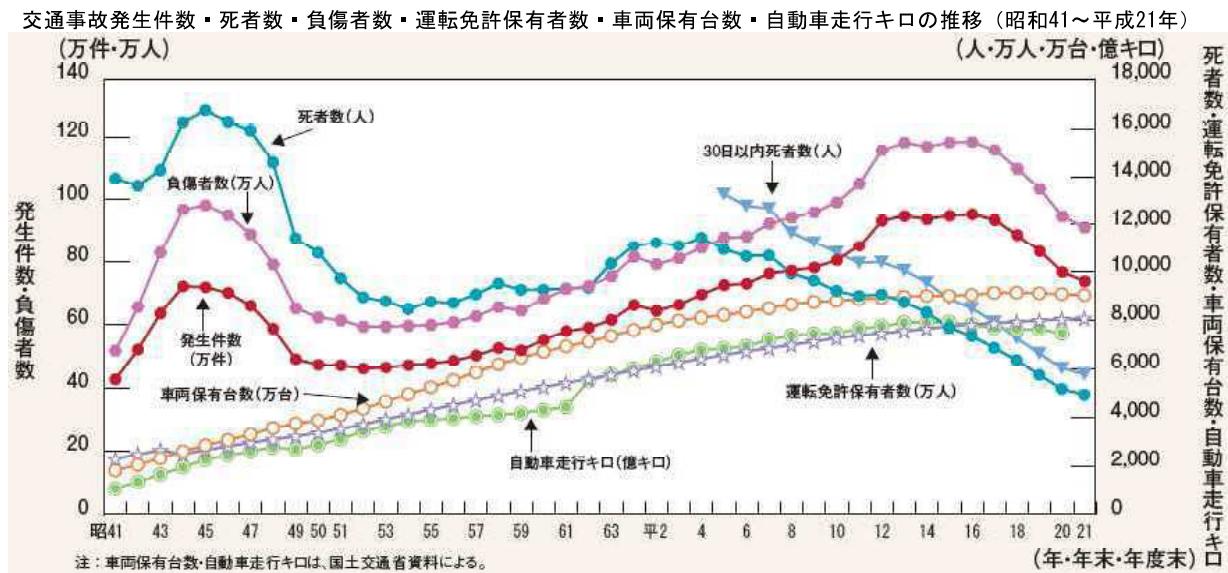
マネー・ロンダリング事犯の検挙状況（平成17～21年）

区分	年次	17	18	19	20	21
組織的犯罪処罰法(件)		107(48)	134(53)	177(60)	173(63)	226(90)
法人等経営支配(第9条)		0	1(0)	0	1(1)	0
犯罪収益等隠匿(第10条)		65(21)	91(18)	137(35)	134(41)	172(49)
犯罪収益等収受(第11条)		42(27)	42(35)	40(25)	38(21)	54(41)
麻薬特例法(件)		5(4)	10(5)	7(5)	12(5)	10(4)
薬物犯罪収益等隠匿(第6条)		3(2)	5(3)	5(4)	10(4)	5(1)
薬物犯罪収益等収受(第7条)		2(2)	5(2)	2(1)	2(1)	5(3)

注：()内は、暴力団構成員等によるものを示す（警察庁把握分）。

第3章 安全かつ快適な交通の確保

平成21年中の交通事故による死者数は4,914人と、昭和27年以来57年ぶりに4千人台となった。また、発生件数及び負傷者数も5年連続で減少し、負傷者数は10年ぶりに100万人を下回った前年を更に下回った。しかしながら、いまだ70万件以上の交通事故が発生するなど、依然として憂慮すべき情勢にある。



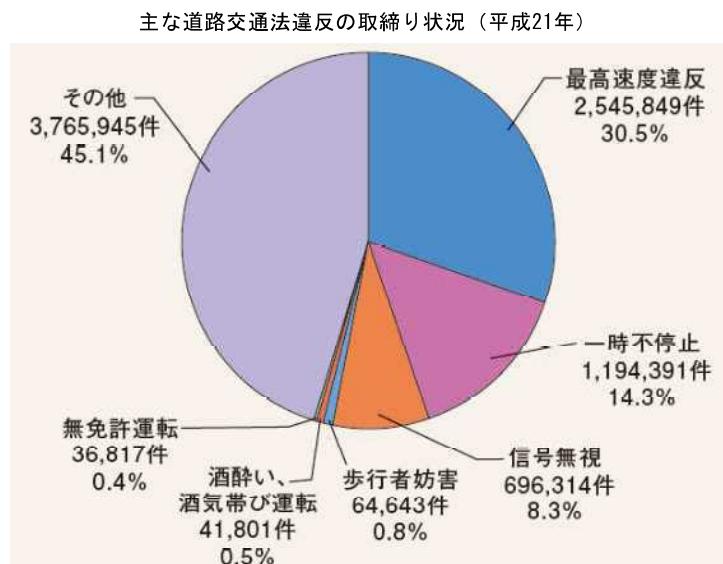
警察では、交通安全教育や運転者教育、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りやち密な交通事故事件捜査等、交通事故を防止し、その被害軽減を図るための施策を総合的に推進している。



子どもを対象とした交通安全教育の状況



ひき逃げ事件現場の採証活動



中でも、いまだに後を絶たない飲酒運転の根絶に向けた取組みの強化、幅広い利用者層に多様な用途で利用されている自転車の安全利用の促進に努めている。



飲酒検問の状況



酒類提供飲食店に対する働き掛け



自転車専用通行帯の設置例

自転車道の整備例



スタントマンによる事故の再現

このほか、交通安全施設等整備事業、道路交通のIT化、総合的な駐車対策等、安全かつ快適な交通の確保のための諸対策を推進している。

あんしん歩行エリアの整備イメージ



第4章 公安の維持と災害対策

第1節 国際テロ情勢と諸対策

2009年（平成21年）中には、世界各地でテロ事件が相次いで発生し、とりわけ、12月の米国旅客機に対するテロ未遂事件により、大規模・無差別テロの脅威が現実のものとして改めて認識された。こうした中、我が国は、これまで度々テロの標的として名指しされるなど、テロの脅威が依然として高い状況にある。

警察では、テロの未然防止等を図るため、外国治安情報機関等との連携を通じた情報の収集・分析、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理者対策、重要インフラ事業者等への個別訪問を始めとするサイバーテロ対策を強化しているほか、重要施設の警戒警備等を推進している。

また、テロが万一発生した場合に備え、特殊部隊（SAT）、銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊等の各種部隊が実戦的訓練を実施して、対処能力の向上を図っている。



我が国に対するテロの脅威



特殊部隊（S A T）の訓練

第2節 外事情勢と諸対策

警察では、平成22年6月1日現在、13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断し、拉致の実行犯として8件に係る11人について、逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。また、これらの事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、告訴・告発等に係る事案についても、警察の総力を挙げて徹底した捜査等を進めている。

さらに、警察では、我が国の国益が損なわれるすことのないよう、北朝鮮等による諸工作や大量破壊兵器関連物質等の不正輸出に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

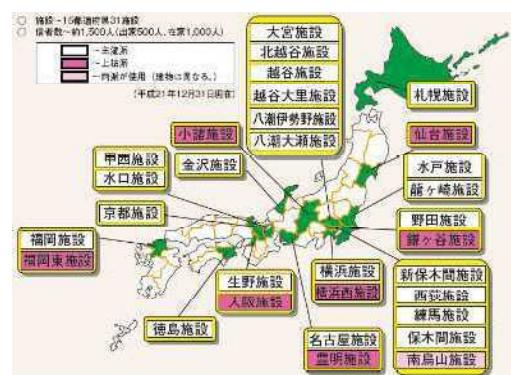
凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名
凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名
凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名
凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名
凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名	凶悪事件名

国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

第3節 公安情勢と諸対策

オウム真理教は、平成19年5月、主流派（「Aleph（アレフ）」）と上祐派（「ひかりの輪」）とに内部分裂した。主流派は、松本等への絶対的帰依を強調し、上祐派は、外形上、松本の影響力を払拭したかのように装って活動しているものとみられる。

警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携してオウム真理教の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。



オウム真理教の拠点施設等

極左暴力集団は、現在の社会経済情勢を組織拡大の好機ととらえ、周囲に警戒心を抱かせないよう暴力性を隠しながら、労働運動等への介入を強めた。

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査や非公然アジト発見に向けたマンション等に対するローラーを推進するとともに、ポスター等を用いた広報活動により、国民からの広範な情報提供を求めるなど、各種対策を推進している。

右翼は、平成21年中、特に、北朝鮮によるミサイル発射や政権交代後の日本政府の政策等をとらえ、日本政府等に対する批判活動を執拗に行つた。また、民族主義・排外主義的主張に基づき、「外国人参政権反対」などと主張する市民運動が各地で展開され、一部で反対勢力とのトラブルもみられた。

21年中は、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、警察では、これらの未然防止に努めるとともに、違法行為に対して徹底した取締りを行つてゐる。



非公然アジト発見に御協力を！



街頭宣伝車の取締り状況



救出救助に当たる広域緊急救援隊

第4節 災害等への対処と警備実施

21年中は、大雨、台風、地震、強風及び高潮により、死者・行方不明者77人、負傷者665人等の被害が発生した（22年4月30日現在）。警察では、広域緊急救援隊等を出動させるなどして、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に従事した。

自然災害による主な被害状況の推移（平成17～21年。22年4月30日現在）

区分	年次	17	18	19	20	21
死者・行方不明者(人)		45	58	30	51	77
負傷者(人)		1,543	676	3,074	851	665
全壊又は半壊した住家(戸)		5,335	2,304	9,946	256	1,466
流失した住家(戸)		1	0	0	0	0
浸水した住家(戸)		26,113	15,850	11,819	35,650	25,803
損壊した道路(箇所)		2,253	1,197	1,573	1,509	2,359
崩れた山崖(箇所)		1,458	4,741	1,517	832	2,493

警察では、皇室と国民との親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図っている。

また、警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備諸対策を推進して要人の身辺の安全を確保している。



第60回全国植樹祭に伴う警衛

第5章 公安委員会制度と警察活動の支え

公安委員会制度は、強い執行力を持つ警察行政について、その政治的中立性を確保し、かつ、運営の独善化を防ぐためには、国民の良識を代表する者が警察の管理を行うことが適切と考えられたため設けられた制度であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。

警察では、公安委員会による管理の下、適正な警察活動を確保するための取組みを推進するとともに、組織及び人員の効率的運用、教育訓練の充実強化、装備品・情報通信システムの開発改善等、警察活動の基盤を整備している。



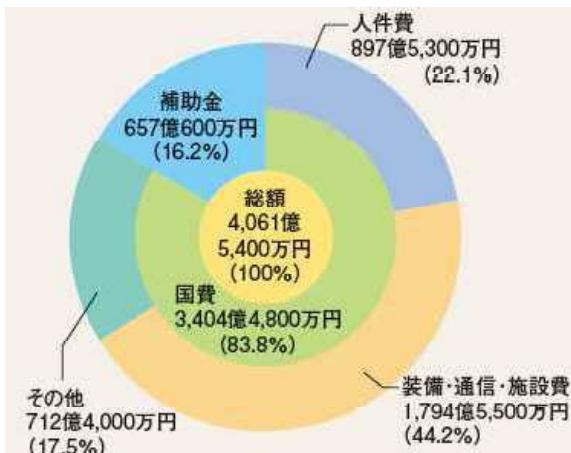
国家公安委員会の定例会議

警察職員の定員（平成22年度）

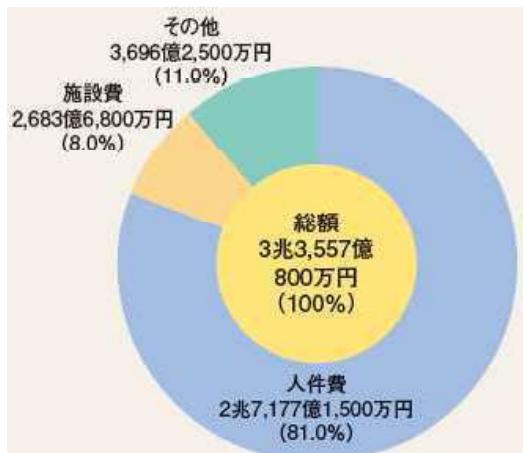
区分	警察庁				都道府県警察				合計	
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員		
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員(人)	1,969	901	4,839	7,709	626	254,530	255,156	28,610	283,766	291,475

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については平成22年4月1日現在の条例で定める定員である。

警察庁予算（平成21年度最終補正後）



都道府県警察予算（平成21年度最終補正後）



注：第1号補正予算総額1,824億8,400万円（うち426億8,400万円は執行停止等）及び第2号補正予算総額9億8,800万円を含む。



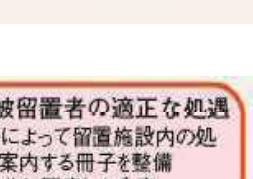
実践的な総合訓練



衛星通信車

このほか、犯罪被害者等に対する支援の充実、適正な留置業務の運営の徹底、警察署協議会の活用、警察政策研究センター、警察情報通信研究センター及び科学警察研究所における調査研究等にも取り組んでいる。

被害者支援に係る基本施策

<p>被害者に対する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被害者の手引き」(注1)の作成・配布 ・被害者連絡の実施(注2) ・地域警察官による被害者訪問・連絡活動(注3) 	
<p>捜査過程における被害者の負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者用事情聴取室の整備(応接セットの設置、照明・内装の改善等) ・被害者支援用車両(カーテン等で窓ガラスを遮へいするなど、被害者の心情に配慮した内装)の活用 	
<p>相談・カウンセリング体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害相談電話(「♯（シャープ）9110番」等)の開設 ・被害相談窓口の設置 ・カウンセリング技術を有する警察職員の配置 ・精神科医や民間のカウンセラーとの連携の確保 	
<p>被害者の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再被害防止措置の実施(パトロールの強化、被害者訪問等) ・緊急通報装置の被害者宅等への整備 	
<p>犯罪被害者支援に関する広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット、ポスター等の作成・配布 ・全国犯罪被害者支援フォーラム等の各種行事への支援 	

注1：刑事手続や法的救済制度の概要、犯罪被害給付制度等の情報を掲載したパンフレット
 2：一定の被害者等に対し捜査状況や被疑者の処分結果等を連絡している。
 3：被害者の再被害防止や不安感解消を目的としている。

適正な留置業務の運営

<p>人権に配意した適正な処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の実施(月2回) ・ラジオ、日刊新聞紙の備付け ・健康に配意した適切な食事 	<p>女性被留置者の適正な処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の特性に十分配慮した処遇 ・女性専用留置施設の設置(処遇全般を女性警察官が担当) 	<p>外国人被留置者の適正な処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語によって留置施設内の処遇等を案内する冊子を整備 ・外国文化に配意した食事
<p>留置施設内設備の改善・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被留置者のプライバシーを保護するため、居室を横一列の「くし型」に配置し、前面に遮へい板を設置 ・留置施設内に冷暖房装置を設置 		







警察政策フォーラム



警察協議会の提言を受け、防犯キャンペーンを行う警察官